

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集要領

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者の募集については、東京都中央卸売市場条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則及び関連事業者の業務手続に関する要綱（以下「条例等」という。）に基づくほか、この要領に基づくものとする。

1 市場の名称及び位置

名 称	東京都中央卸売市場大田市場花き棟及び第1関連事業者棟
位 置	東京都大田区東海二丁目2番1号及び三丁目2番7号

2 募集する業務、種類及び内容並びに募集数

- | | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業 務 | 物販・飲食業務 |
| 種 類 | 飲食業 |
| 内 容 | 飲食業 |
| 募 集 数 | 4業者（花き棟2店舗及び第1関連事業者棟2店舗） |
| (2) 業 務 | 物販・飲食業務 |
| 種 類 | 用品販売業又は関連食料品等販売業 |
| 内 容 | (用品販売業)
包装用品類販売業・衣料品販売業・荒物雑貨類販売業
計量器類販売業・石油類販売業・氷類販売業(製造含む)
船舶用品類販売業・容器回収業・容器製造業
茶類販売業
(関連食料品等販売業)
加工食料品販売業
関連食料品等販売業 |
| 募 集 数 | 2業者（第1関連事業者棟2店舗） |

3 店舗の位置、面積及び用途

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1) 位 置 | 花き棟2階中央西側01号関連事業者営業所 |
| 面 積 | 47.7㎡（店舗） |
| 用 途 | 飲食業 |
| (2) 位 置 | 花き棟2階中央西側04号関連事業者営業所 |
| 面 積 | 47.8㎡（店舗） |
| 用 途 | 飲食業 |
| (3) 位 置 | 第1関連事業者棟B-11号1階及び2階 |
| 面 積 | 40.6㎡（1階店舗）
39.4㎡（2階） |
| 用 途 | (用品販売業) |

- 包装用品類販売業・衣料品販売業・荒物雑貨類販売業
計量器類販売業・石油類販売業・氷類販売業(製造含む)
船舶用品類販売業・容器回収業・容器製造業
茶類販売業
(関連食料品等販売業)
加工食料品販売業
関連食料品等販売業
- (4) 位置 第1関連事業者棟C-11号1階及び2階
面積 40.6㎡(1階店舗)
39.4㎡(2階)
用途 (用品販売業)
包装用品類販売業・衣料品販売業・荒物雑貨類販売業
計量器類販売業・石油類販売業・氷類販売業(製造含む)
船舶用品類販売業・容器回収業・容器製造業
茶類販売業
(関連食料品等販売業)
加工食料品販売業
関連食料品等販売業
- (5) 位置 第1関連事業者棟D-05号1階及び2階
面積 40.6㎡(1階店舗)
39.5㎡(2階)
用途 飲食業
- (6) 位置 第1関連事業者棟D-13号1階及び2階
面積 40.6㎡(1階店舗)
39.5㎡(2階)
用途 飲食業

4 募集受付

(1) 受付期間

平成31年1月28日(月曜日)から平成31年2月28日(木曜日)まで(土日祝日及び年末年始を除く平日。)

(2) 受付時間

受付期間の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所

東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都事務室市場管理課(事務棟9階)

5 応募手続

応募者は、申込書に別紙 1 に掲げる所定の書類を添付して提出すること。
ただし、郵送その他配送による申込みは受け付けない。

また、提出書類については、合否にかかわらず返却しない。

6 応募資格要件

(1) 応募者が個人の場合

ア 業務許可された日から 6 か月以内に法人化（応募者が法人の代表とならなければならない）できる者

イ 業務資金を 200 万円以上有している者

ウ 募集対象の業務経験を 3 年以上有している者

エ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

（ア）応募者が破産者で復権を得ないものであるとき。

（イ）応募者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。

（ウ）応募者が条例第 38 条第 1 項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。

（エ）応募者がその業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。

（オ）応募者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

（カ）応募者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

（キ）応募者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(2) 応募者が法人の場合

ア 業務資金を 200 万円以上有している者

イ 募集対象の業務経験を 3 年以上営んでいる者

ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

（ア）法人の業務を執行する役員が、破産者で復権を得ないものであるとき。

（イ）法人の業務を執行する役員が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。

（ウ）法人の業務を執行する役員が、条例第 38 条第 1 項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。

- (エ) 法人の業務を執行する役員が、その業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。
- (オ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。
- (カ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (キ) 法人の業務を執行する役員が、その業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

7 選考方法

選考は、書類審査及び面接により行う。

8 面接日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年3月11日（月曜日）午後1時30分から
※1者当たり20分程度
- (2) 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都特別応接室（事務棟9階）

※面接の日時及び場所は、応募状況によって変更することがある。

9 選考結果

応募者への合否の通知は、平成31年3月下旬までに書面で行う。

10 許可内定

この選考に合格した者は、関連事業者として内定したものとする。

なお、条例等に基づく業務許可の手続は、業務開始時までには別途行う。ただし、内定者が募集時及び業務許可手続のために提出した書類に虚偽があったとき、誓約書に違反したとき及び市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるときは、内定を取り消すことがある。

業務許可の日付は平成31年5月15日を予定している。

11 説明会

本募集に応募を希望する方を対象に、本要項の説明会を下記の日時に行いますので、ご参加ください。（この説明会への参加の有無は選考に影響しません。）

- (1) 日時 平成31年1月28日（月）午後1時
- (2) 場所 東京都中央卸売市場大田市場内
東京都第3会議室（事務棟9階）